

平成28年12月15日（木曜日）

○出席議員（13名）

議 長	生	田	勇	人	君	7 番	恩	道	正	博	君
1 番	米	田	一	香	君	8 番	北	川	悦	子	君
2 番	磯	貝	幸	博	君	9 番	夷	藤		満	君
3 番	七	田	満	男	君	10 番	清	水	文	雄	君
4 番	太	田	臣	宣	君	11 番	中	川		達	君
5 番	川	口	正	己	君	12 番	南		守	雄	君
6 番	藤	井	良	信	君						

○説明のため出席した者

町	長	川	口	克	則	君	総務部税務担当課長 兼総合収納室長	岩	上	涼	一	君
副 町	長	上	出	孝	之	君	町民福祉部長 住民課長	重	原		正	君
教 育	長	久	下	恭	功	君	町民福祉部長 子育て支援課長	上	島	恵	美	君
総 務 部	長	向		貴	代	治	町民福祉部長 保険年金課長	高	平	紀	子	君
町民福祉部長		大	徳		茂	君	町民福祉部保険年金課長 保健センター担当課長	出	嶋		剛	君
町民福祉部担当部長 (保険年金・福祉担当)		島	田	睦	郎	君	町民福祉部長 福祉課長	岩	本	昌	明	君
都市整備部長		長	丸	一	平	君	町民福祉部長 環境安全課長	本		郁	夫	君
都市整備部担当部長 (企画・地域振興担当)		田	中		徹	君	都市整備部長 企画課長	松	井	賢	志	君
都市整備部担当部長 兼上下水道課長		井	上	慎	一	君	都市整備部長 地域振興課長	下	村	利	郎	君
教育委員会教育部長		田	中	義	勝	君	都市整備部長 都市建設課長	銭	丸	弘	樹	君
消 防	長	生	田	秀	治	君	都市整備部都市建設課北部開発 担当課長兼北部開発推進室長	上	前	浩	和	君
総務部総務課長		棚	田		進	君	都市整備部上下水道課 下水道担当課長	松	岡	裕	司	君
総務部総務課 人事秘書担当課長		瀬	戸	博	行	君	会計管理者 兼会計課長	浜	出	二	朗	君
総務部財政課長		長	谷	川		徹	教育委員会 学校教育課長	上	出	勝	浩	君
総務部税務課長		若	林	優	治	君	教育委員会学校教育課 指導管理担当課長	岡	田		秀	君

木費 1 項土木管理費、2 項道路橋りょう費、3 項都市計画費、9 款消防費 1 項消防費、12 款公債費 1 項公債費、13 款諸支出金 2 項基金費の各款項及び第 2 条地方債の補正、第 3 条繰越明許費、2 款総務費 1 項総務管理費、8 款土木費 2 項道路橋りょう費については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第 83 号平成 28 年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 88 号内灘町農業委員会の委員等の定数に関する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 90 号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 93 号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

平成 28 年 12 月 15 日

総務産業建設常任委員会委員長 太田臣宣
○議長【生田勇人君】 川口正己文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 川口正己君 登壇〕
○文教福祉常任委員長【川口正己君】 平成 28 年内灘町議会 12 月会議において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第 82 号平成 28 年度内灘町一般会計補正予算（第 5 号）第 1 条歳入歳出予算の補正中、歳出 2 款総務費 7 項交通安全対策費、3 款民生費 1 項

社会福祉費、2 項児童福祉費、4 款衛生費 1 項保健衛生費、10 款教育費 1 項教育総務費、2 項小学校費、3 項中学校費、4 項社会教育費、5 項保健体育費及び第 3 条繰越明許費、10 款教育費 2 項小学校費、3 項中学校費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 84 号平成 28 年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 85 号平成 28 年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 86 号平成 28 年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の 3 議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 87 号内灘町茶室条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 89 号内灘町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 91 号内灘町体育施設（内灘町野球場等）の指定管理者の指定について、議案第 92 号内灘町サイクリングターミナルの指定管理者の指定についての 2 議案は、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査結果をご報告いたします。

請願第 13 号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願書については、採決の結果、賛成少数で、不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

平成 28 年 12 月 15 日

文教福祉常任委員会委員長 川口正己
○議長【生田勇人君】 これをもって各常任委員長の報告を終わります。



○質疑の省略

○議長【生田勇人君】 なお、昨日までに委

を改正する条例について、議案第90号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議案第87号から議案第90号までの4議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第91号内灘町体育施設（内灘町野球場等）の指定管理者の指定について、議案第92号内灘町サイクリングターミナルの指定管理者の指定についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議案第91号及び議案第92号の2議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第93号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立多数であります。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、今12月会議までに受理しました請願を採決いたします。

請願第13号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。請願第13号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立少数であります。よって、請願第13号は不採択とすることに決定いたしました。



○閉議・散会

○議長【生田勇人君】 以上で今12月会議に付議されました議件は全部議了いたしました。

よって、平成28年内灘町議会12月会議を散会いたします。

連日、長時間にわたり精力的に審査いただきまして、大変ご苦労さまでした。

午後2時23分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、こ
こに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員